

患者様へのご案内

保険医療機関における書面掲示

明細書発行体制等加算について

当院では、療担規則に則り、医療費の内容がわかる明細書を無償で交付しております。

一般名処方加算について

後発医薬品のある医薬品については、医薬品の安定供給や医療費の負担軽減を目的として、薬剤の有効成分をもとにした「一般名」で処方する場合がございます。長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様のご希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となります。

機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として、健康診断の結果等の健康管理に関する相談、保健・福祉サービスの利用に関する相談、夜間・休日の問い合わせ対応、必要に応じた専門医療機関への紹介などを行っております。必要に応じ、患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行っております。

情報通信機器を用いた診療について

当院では、患者様の状態や診療内容に応じて、オンライン診療（電話やインターネット等を利用した診療）を実施することがあります。対象となる方には、事前にご説明の上で実施いたします。尚、情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方ができかねますことを、予めご了承ください。

保険外併用療養費について

当院では、厚生労働省の定めに基づき、一部の診療で保険外併用療養費が発生する場合があります。該当する診療については、内容および費用について事前にご説明いたします。

①通院・在宅精神療法

当院では、患者様の求めに応じ、以下の対応を行っております。

- (イ) 患者様ごとの相談内容に応じたケースマネジメントを行います。
- (ロ) 障害福祉サービス等の利用に係る相談を行っております。
- (ハ) 介護保険に係る相談を行っております。
- (ニ) 相談支援専門員及び介護支援専門員からの相談に対応しております。
- (ホ) 市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携を行っております。
- (ヘ) 精神科病院等に入院していた患者の退院後支援を行っております。
- (ト) 身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携を行っております。
- (チ) 健康相談、予防接種に係る相談を行っております。
- (リ) 可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方を控えております。

②「令和6年3月 27 日保医発 0327 第 10 号『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等』及び『保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等』の実施上の留意事項について(通知)」について

・届出事項

当院では厚生労働省に下記施設基準の届出を行っております。

りんかい月島クリニック
(情報通信)第1901号
(機能強化)第311985号
(支援診3)第897661号
(在医総管1)第253050号
(ショ小)第263090号
(デ小)第263089号

りんかい豊洲クリニック
(機能強化)第312025号
(支援診3)第897660号
(在医総管1)第220141号

・保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について保険外負担をお願いしています。

診断書 1枚につき3,300-8,800円
カウンセリング 1回につき7,700-8,800円

・予約に基づく診察に関する事項

当院では予約について以下の運用を行っております。

- ・予約の受診:なるべく予約通りにご覧いただき、順次ご案内差し上げております。
- ・予約外の受診:予約の方を優先しておりますので、多少お時間をいただく場合がございます。

・長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

本制度の趣旨及び特別の料金について、詳細は以下書面をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001282665.pdf>

医療DX推進体制整備加算について(2025年8月～)

当院では、令和7年4月の診療報酬改定に伴う医療DX推進体制整備加算について、以下の通り対応を行っております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方箋や、電子カルテ情報共有サービスの導入準備をしております。
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診察を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示をしております。

【医療情報取得加算】

当院では、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。(医療情報取得加算の算定医療機関です。)

上記のことから、国の定めた規定により、2025年8月より以下の通り診療報酬点数を加算します。

- ・医療DX推進体制整備加算 初診時→10点
- ・医療情報取得加算 初診時→1点 再診時(3月に1回)→1点